

# Japan tax alert

EY税理士法人

## マレーシアGSTアップデート (速報)

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

マレーシア財務省は、2018年6月1日より、物品サービス税(GST)の標準税率6%の対象となっている物品及びサービスのマレーシアでの供給、並びに物品及びサービスの輸入に0%の税率を適用すると発表しました。

この変更は、新たな通知があるまで適用されます。0%課税は、物品サービス税非課税供給令(2014年)に記載されており、すでに非課税の対象となっている物品及びサービスの供給には適用されません。

すべてのGST登録事業者は、0%課税の適用を履行しなければなりません。タックスインボイスの発行、各課税期間のGST申告及び仕入税額控除の申請を含む現行の法令の対象となっていることには変わりありません。また、GST登録事業者は、常に価格統制及び不当価格防止法(2011年)を遵守して物品及びサービスの価格設定を行うようにする必要があります。

物品もしくはサービスの供給又は物品の輸入に関する税率を6%から0%に改定するために、物品サービス税税率改正令(2018年)が発行されました。

2018年6月1日以降、次の通達も撤回されます。

- ▶ 物品サービス税0%課税供給令(2014年)
- ▶ 物品サービス税免税令(2014年)
- ▶ 物品サービス税政府機関に対する適用令(2014年)
- ▶ 物品サービス税指定地域における供給に対する課税令(2014年)
- ▶ 物品サービス税免税地域における供給に対する課税令(2016年)

マレーシア間接税制度におけるこの大きな変化については、今後のアラートでお知らせします。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### EY税理士法人

大平 洋一  
古市 泰之

パートナー  
マネージャー

yoichi.ohira@jp.ey.com  
yasuyuki.furuichi@jp.ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180522

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)